昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成17年4月15日発行第340号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

もうひとつの美術館（馬頭町）

2005. 4

No.340

－　目　次　－

□ＩＴ社会に思うこと・・・・・・・・・・・・・・・・２
□日行連研修センター研修
「全国著作権研修会」開催・他・・・３
□車庫証明取扱要領変更に関する説明会開催・他・・４
□産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）
収集運搬業許可に係る審査基準の改正概要・・５～６
□新不動産登記法の概要・・・・・・・・・・・７～１０
□開発許可基準の改正について・・・・・・１１～１３
□納税証明書交付請求書における
行政書士の本人確認について・・・・・１４
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・１５
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
□支局情報・書士会日誌・・・・・・・・・・・・・１７
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・１８
□広　告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
□会員の動き・他・・・・・・・・・・・・・・・・２０

栃木県行政書士会

ＩＴ社会に思うこと

ＩＴ戦略特別委員会副委員長　風間　洋

私がコンピューターにはじめて出会ったのは学生の頃でした。２７年前の話です。

その頃は、まだＷｉｎｄｏｗｓが発売されていなくて、当然、今のように簡単に文字を打てるＷｏｒｄやＥｘｃｅｌもありませんでした。

とにかく、スイッチを入れても画面は真っ黒で、何とカセットテープで「ギィーガァー」いわせながら、フロッピー２枚を使って立ち上げるというものでした。自分で「プログラムしなければ使えない」という、とても面倒なものでした。

時代は、タイプライターからワープロへ移行する時期でもあり、先輩の諸先生方も、一度はワープロを利用されたことと思います。ちょうどその頃、Ｗｉｎｄｏｗｓの発売によって操作が簡単になり、一気に時代の流れが変わりました。

今でこそ、パソコンのスイッチを入れると、自然に当たり前のように、見慣れた画面が現れ、ボタン一つでインターネットに繋がり、様々な情報を手に入れる事が簡単になりました。それでも、まだまだ操作に慣れない人や高齢者の方にはコンピューター操作は、ハードルが高すぎるというのが実情です。

ＩＴ化の流れは益々急速し、世界は「ユビキタス社会」（意図せずにコンピューターが自分で判断し動作する）を実現しようとしています。

私ごとですが、やっと「ＩＴ」という言葉に慣れたと思ったら、十分に理解も出来ないまま、ｅ－ＪａｐａｎとかＣＡＬＳ／ＥＣとか･･･訳が分かりませんでした。そうこうしている間に「ＩＴ」という言葉から更に進化して「ＩＣＴ」（インフォメーション･コミュニケーション･テクノロジー）だそうです。つまり、「子供から高齢者まで他人に頼らず、何でも自分で簡単に出来る」という事と理解しています。

そういう社会になれば、ほんとに便利なのですが、電子社会の中においても、許認可などの専門分野では私たち行政書士の存在は無視出来ないものです。

しかしながら、私たち行政書士の業務が「ＩＣＴ時代」に対応出来なければ、活躍の場を失うと言っても過言ではありません。

この為にも、国や県・市町村のシステムネットワークの中で行政書士が電子申請の代理人として認識されることが最低限必要となります。同時に、私たち自身も対応できなければなりません。

ＩＴ戦略特別委員会の活動を通して、時代の流れと共に行政書士業務のあり方と、自分自身一行政書士としてのこれからの対応を痛切に感じている今日この頃です。

栃木県行政書士会

日行連研修センター研修「全国著作権研修会」開催

日行連研修センターでは、全国に著作権相談員を配置することを目指し、平成１７年度に各単位会で実施するビデオによる著作権研修会を担当する者を対象に著作権研修会を、平成１７年３月１０日（木)・１１日（金）の両日、大阪市北区大淀中梅田スカイビルタワーウエスト１０階「梅田アウラホール」に於いて開催された。

今回の研修は、日行連の平成１６年以降の研修計画、並びにＡＤＲを視野に入れての開催でもある。

講義内容は以下のよう

３月１０日（木）

１時限目（10：00 ～ 11：30）著作権法概論Ⅰ

２時限目（12：30 ～ 14：00）著作権法概論Ⅱ

３時限目（14：10 ～ 15：20）著作権法概論Ⅲ

４時限目（15：30 ～ 17：00）著作権法概論Ⅳ

３月１１日（金）

１時限目（10：00 ～ 11：30）

行政書士の著作権業務

２時限目（12：30 ～ 14：00）

著作権登録について

３時限目（14：10 ～ 15：50）

プログラム登録について

１時限目（10：10 ～ 17：00）

効果測定

なお、栃木県行政書士会においても平成１７年度研修部事業で当研修を計画しております。

（業務研修部　前澤眞一）

日行連ＡＤＲに関する研修会開催

次のとおりＡＤＲに関する研修会が、日本行政書士会連合会の主催により開催された。

日時　平成１７年３月２２日

午前１０時から午後４時まで

場所　日本海運倶楽部（東京都千代田区）

当日のプログラム

１時限日「ＡＤＲ基本法を踏まえた作業の現状」

担当講師：日本行政書士会連合会

裁判外紛争解決機関本部

畑光本部長

２時限目「総合法律支援構想と今後のスケジュール」

担当講師：法務省総合法律支援準備室

大場亮太郎室長

３時限目「ＡＤＲと訴訟制度との関係」

担当講師：一橋大学大学院法学研究科

山本和彦教授

４時限目「ＡＤＲの実際」

担当講師：第二東京弁護士会

出井直樹弁護士

５時限目「新しい調停技法」

担当講師：ＮＰＯ法人

日本メディエーションセンター

田中圭子代表理事

ＡＤＲについて

ＡＤＲとは、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらず民事上の紛争の解決をしようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続）をいう。民間型のＡＤＲ機関としては、現在、弁護士会仲裁センター、日本商事仲裁協会等々がある。ＡＤＲ機関は､何をする機関か。一言でいえば、紛争当事者間の話し合いによる和解あっせん、仲裁する機関である。紛争当事者がその紛争を解決するための話し合いに応じるか否か､また和解に応じるか否かは任意である。即ち、紛争当事者が話し合いに応じなければ、ＡＤＲを実施するに至らないこととなる。

総合法律支援構想について

総合法律支援法に基づき平成１８年秋頃「日本司法支援センター」がスタートする。当該支援センターの業務の概要は、次のとおりです。

法律問題の相談窓口（相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け業務等)、民事法律扶助、国選弁護の態勢整備、司法過疎対策、犯罪被害者支援等。

ＡＤＲについては、「月刊日本行政」２００３年５月号に、総合法律支援法については、同じく２００５年２月号に、かって日行連が行った研修会の講義録が掲載されている。

（業務研修部　横山　真）

車庫証明取扱要領変更に関する説明会開催

平成１７年３月２６日（土）午後１時３０分からコンセーレの１Ｆ会議室にて車庫証明取扱要領変更の説明会を開催した。講師は総務部宮嶋氏がなり、総務部木下理事の司会進行で始まった。

平成１３年に行政書士法が改正され、行政書士に代理権が付与されて委任状による車庫証明申請が出来ないかと栃木県警察本部規制課と折衝してきた結果、３月２日にその取扱要領が認められ、平成１７年４月１日から実施されることになりました。

変更点は次のとおりです。

従来、車庫証明申請書には申請人の記名押印が必要とされていましたが、委任状を添付することによって申請人の押印が不要となりました。そして、代理人である行政書士の住所、氏名を記入し職印を押印することで済むことになり、行政書士が訂正、取下、再申請を行うことが出来、加除、訂正は行政書士の職印で行えることとなりました。但、添付書面である自認書や承諾書については、従来通りです。

車庫証明の取扱要領説明後、会員より複数件申請がある場合の委任状の援用やワンストップサービスの進捗状況について等質疑応答があり、１時間後、閉会となる。

※車庫証明委任状に使用する行政書士の横版ゴム印の注文は行政書士会にて受付しています。

（総務部　宮嶋幸雄）

業務研修「新不動産登記法について」

平成１７年３月３０日（水）午後１時３０分から栃木県司法書士会常任理事、司法書士千保武士様を講師に迎え本年３月７日施行された新不動産登記法の研修をした。会員の出席は４２名であった。

平成１６年６月に国会で成立した新不動産登記法は、１０５年ぶりの大改正となり、今回の改正は、インターネットを経由して登記申請をする、いわゆるオンライン申請の導入を前提にして、見直しが行われた点が大きな特徴です。登記の正確性を確保しつつ、国民の負担の軽減・利便性の向上を図ることが改正の目的です。

政府の推進する「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略」のもと、ついに不動産登記の世界にもインターネットによる登記申請の時代が到来することになったのです。わざわざ法務局・支局・出張所に行かなくても登記ができることとなります。（新不動産登記法の概略から抜粋）

オンライン申請の導入を前提とした今回の法律改正の要点は以下の様になっています。なお詳細については、法務省ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

①　保証書制度から事前通知制度
②　資格者代理人による本人確認情報の提供制度
③　登記原因証明情報の添付
④　オンライン申請の開始
⑤　権利証から登記識別情報へ
⑥　その他（予告登記の廃止、出頭義務の廃止他）

（業務研修部　前澤眞一）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の改正概要

１　廃棄物処理法等の改正に伴う改正

（１）有価証券報告書の添付承認（施行規則第９条の２第３項関係）

申請書に有価証券報告書を添付することにより、直前３年間の貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類、定款又は寄附行為及び登記簿謄本を省略できる基準を明記した。

（２）先行許可証の適用範囲の拡大（施行規則第９条の２第４項関係）

先行許可証の適用範囲を当該許可以外の新規、更新及び変更申請にも広げた。

ただし、本県の許可証に限り先行許可証として認めることとし、欠格要件の確認のため登記事項証明書及び身分証明書の添付省略は認めないものとした。

（３）収集運搬車両の社名等表示（施行令第６条第１項第１号関係）

産業廃棄物処理基準が改正され、産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び統一許可番号（下６けた）を表示することが義務化されたことから、社名等表示を許可条件から削除した。

ただし、産業廃棄物処理基準に従った表示を確認するため、車種ごとに表示状況の写真の添付を求めることとした。

（４）ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に係る審査基準の追加

ＰＣＢ廃棄物については、法令により規制強化が図られるとともに、環境省により「ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」が策定されるなど、他の特別管理産業廃棄物に較べて厳格な取扱いが求められている。このため、適正な収集運搬の確保を図るため、ＰＣＢ廃棄物の収集運搬こ係る審査基準を新たに設けた。

２　申請手続きの合理化に係る改正

（１）既に取得している許可証写しの一部省略

他県等において既に取得している許可証の写しを申請書の添付資料として求めていたが、当該申請の事業計画の事業を行うのに必要な許可証の写しを添付すれば足りることとした。

（２）２以上の申請を同時に行う場合の重複書類の省略

２以上の申請を同時に行う場合には、共通する証明書類等については１つの申請にのみ添付し、他の申請は添付を省略できることとした。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、それ以外のものは他の申請に写しを添付することとした。

○申請人が法人の場合：定款又は寄附行為、登記事項証明書（商業登記簿謄本）、住民票抄本、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書（市町村が発行するもの。以下同じ。）、法人の印鑑証明書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の終了証の写し）、組織図、申立書（別紙１２）

○申請人が個人の場合：住民票抄本、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書、印鑑証明書、資産に関する調書（銀行預金等の残高証明書、固定資産の評価証明書）、所得税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の終了証の写し）、申立書（別紙１２）

○共通事項:駐車場の登記事項証明書（土地登記簿謄本）、駐車場に係る契約書（賃貸借契約書等）変更届と更新又は変更申請を同時に行う場合には、申請書に原本を添付し、変更届には写しを添付することとした。

３　基準の見直しに係る改正

（１）身分証明書の添付

申請者又は役員等の欠格要件に係る審査をより適切に行うため、破産者でないことを確認する資料として市町村の発行する身分証明書の添付を求めることとした。

（２）収集運搬車両の使用権原に係る基準の緩和

収集運搬を行っている者の責任を明確にするため、収集運搬車輌の使用権原を厳格に認定してきたが、産業廃棄物処理基準の改正により、収集運搬時の社名等の表示や書面等の備え付けが義務化され、自社運搬にも適用されることから、責任の所在が明確に判断できることとなったため、収集運搬車輌の認定基準を緩和した。

（３）経理的基礎の確認に係る資料

事業を継続して行うに足りる経理的基礎については、債務超過でないこと、直近の事業年度の営業利益、経常利益及び当期利益がマイナスでないことを原則としているが、経理的状況の確認を適切に行うため、以下の基準を設けた。

① 直近の事業年度が債務超過となっており、かつ、営業利益、経常利益又は当期利益の２以上がマイナスの場合

⇒中小企業診断士などの専門的知識を有する者の診断書類及び当該診断書類に基づく改善策の提出を求め、経理的基礎を判断することとした。

② 直近の事業年度が債務超過の場合若しくは営業利益、経常利益又は当期利益のいずれかがマイナスの場合

⇒マイナスの理由、その改善策及び今後５年間の収支計画の提出を求め、経理的基礎を判断することとした。

（４）デジタル写真の承認

デジタルカメラの普及及び性能の向上に伴い、フィルム写真と同等の画質を有するもの（運搬車輌の登録番号、社名表示等が容易に確認できるもの）に限り、デジタルカメラによる写真を認めることとした。

ただし、インスタント写真は、容易に画像の変化が生じるため認められない。

４　その他

改正後の審査基準は、平成１７年４月１日から適用する。

ただし、平成１７年６月３０日までに受理した申請については、改正前の基準を適用できるものとする。

新不動産登記法の概要

１．新不動産登記法の概略

１）今回の不動産登記法改正の目的

平成１６年６月に国会で成立した新不動産登記法は、１０５年ぶりの大改正となりました。今回の改正は、インターネットを経由して登記申請をする、いわゆるオンライン申請の導入を前提にして、見直しが行われた点が大きな特徴です。登記の正確性を確保しつつ、国民の負担の軽減・利便性の向上を図ることが改正の目的です。

政府の推進する「e－Japan 戦略」のもと、ついに不動産登記の世界にもインターネットによる登記申請の時代が到来することになったのです。わざわざ法務局･支局･出張所（以下､『登記所』という）に行かなくても登記ができることになります。

２）新法施行後の手続き変化の流れ

大きな改正事項は、以下のとおりです。

法改正後の登記手続は、二段階で変化していくことになります。

① まず､**平成１７年３月７日**の新法施行とともに**全て**の登記所で､｢保証書制度」が廃止され、「事前通知制度」「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供制度」が導入されます。（次頁２・３・６参照）

② その後、**順次**、オンライン申請が可能な登記所として、法務大臣の指定を受ける（以下、『オンライン指定庁』という）ごとに以下の点が変更となります。

２.「保証書制度」から「事前通知制度」・「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供制度」導入へ

１）「権利証」（法律上では、『登記済証』という）がない場合の、これまでの対応

これまで、「権利証」を紛失したり盗難にあったりして、「権利証」を提出できない場合、「保証書」により登記申請をしていました。

所有権に関する登記申請に「権利書」を提出できない場合は、保証書と印鑑証明書により売主等の登記義務者本人による登記申請であることを証明していました。登記所はこの場合にハガキによる事前通知をし、登記義務者がその受け取ったハガキを登記所に提出して間違いない旨の申し出をすることで、本受付となって、登記がされていました。このように、事前通知のハガキを提出することによって、登記の順位が確保されていました。

また、所有権に関する登記以外（たとえば、抵当権設定）の場合、登記済証が提出できないときは、 保証書と登記義務者の印鑑証明書で、登記義務者本人による登記申請であることを証明し、これにより登記がなされた後、登記所からハガキによる事後通知がなされていました。

しかし、この保証書は不正な登記事案にしばしば利用されるなど問題点がかねてから指摘されていました。また、登記の真正担保機能としての有用性にも疑問が持たれていました。そこで、不動産登記法の改正に伴い、保証書制度は廃止され、より充実させた「事前通知制度」と「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供制度」が、新たに導入されました。

２）「事前通知制度」

新法のもとでは、登記を申請する際に登記所に「権利証」や「登記識別情報」の提供をしなければなりません。ただ、「登記識別情報」が他人に知られてしまった場合の「登記識別情報失効制度」や、その管理をしたくないという希望を考慮しての「登記識別情報不通知制度」を利用することなどで、登記申請の際に登記識別情報を提供することができないケースがあります。そこで、何らかの方法で本人であることを確認する必要があります。この本人確認するための制度が「事前通知制度」です。紛失等によって「権利証」が提出できない場合も同様です。

この制度では、売主等登記義務者に対して、郵送で「登記申請があった旨」の通知が行われます。通知を受け取った不動産登記名義人が、これに記名し実印で押印して、通知された登記の申請が真実であることを登記所に申し出たときに初めて登記が実行されます。この通知は、**「本人限定受取郵便」**によってされ、これにより本人確認が行われます。

このように、「事前通知制度」によって、本人確認が行われた上で、登記が実行されることになります。

３）「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供制度」

「登記識別情報」も「権利証」も提供できない場合、原則として、この事前通知により登記がなされることになりますが、事前通知を省略して登記申請できる方法が特則として認められています。

司法書士等資格者代理人による本人確認情報の提供制度です。

具体的には、申請代理人である司法書士が本人と面談して、さらに、たとえば本人のパスポートや運転免許証等の身分証明書の提示を受けて本人であることを確認し、その面談日時・場所、所定の確認方法による本人確認をした旨等、司法書士がその責任において本人確認をしたことを明らかにした上で、その内容を本人確認情報として、登記所に提供するというものです。

この場合は、その本人確認情報が適正であれば、事前通知を省略して登記が実行されます。たとえば、不動産売買の場合、売主は、司法書士と面談し、運転免許証等を提示し、本人確認情報を司法書士が作成できるようにした上で、その他の必要書類と引き換えに、取引決済が円滑にすすめられます。

ただし、**司法書士が適正な本人確認情報を提供できない場合**は、この制度を利用することはできません。その時は、原則どおり、事前通知による登記となります。

４）その他の実務上のポイント

①「保証書制度」廃止の時期

この「保証書制度」廃止、「事前通知」「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供」制度導入は、**改正法施行と同時に全ての登記所**で、適用されます。

② 準備・説明すべきこと

また、「権利証」の提出や有効な「登記識別情報」の提供ができるかを事前に確認し、提出できない場合は、「事前通知」又は「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供」の方法によることになるので、そのための準備が必要です。具体的には、「事前通知」の場合は、申請後**一定期間内**に通知を受けた書面に実印を押して登記所に提出する必要があり、その提出がない場合には登記が実行されないこととなる旨を当事者に説明すること、「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供」の場合は、**司法書士との面談日の約束、その際の運転免許証等の身分証明書を準備すること**、などです。

このように「権利証」や有効な「登記識別情報」を提出できるかどうかにより、登記申請手続の所要時間等に違いがありますので、売買等の不動産取引の決済には少なからぬ影響が生じます。事前によく確認して下さい。

提出できない場合には、お早めにお近くの司法書士又は司法書士会にご相談下さい。

３．必要書類が変わります（登記原因証明情報）

これまでも、売買契約書や抵当権設定契約証書、抵当権解除証書などの登記の原因を証する書面、いわゆる「登記原因証書」の添付は要求されていました。

しかし、この「登記原因証書」がない場合には、「申請書副本」（「登記申請書」と全く同様の書面）を添付することで登記申請が可能でした。

そのため、これまでは、登記の原因を証する書面がなくても、「申請書副本」を添付することで登記を行うことができました。

１）『登記原因証明情報』の必要的添付

新法施行後は、丁申請書副本」添付による登記申請は廃止され、これまでの「登記原因証書」に代えて「申請書副本」を提出していた登記についても「登記原因証明情報」（登記の原因及びこれによる物権変動の存在を証明する情報）の提供が**必要的**となります。

具体的には、売買であれば、「売買契約書・領収書」、登記所用に作成した「証明書」、抵当権設定では「抵当権設定契約書」、抵当権抹消では「解除証書」等で、これらの書面には当事者の署名又は記名押印が必要となります。

２）実務上のポイント

この「登記原因証明情報」の提供は、**新法施行と同時に全ての登記所**で、必要となります。

今後は、必ず、取引の際に「登記原因証明情報」となる書面に、**当事者の署名又は記名押印**をいただくことになります。

これまでは、申請書副本でも登記申請ができましたので、売り主等登記義務者は、権利証を持参して、司法書士宛の登記申請委任状に署名又は記名押印することで、登記申請が可能でした。

しかし、新法施行後は、**委任状への押印のみでは足りず、「登記原因証明情報」への署名分は記名押印が必要**となります。

４．オンライン申請の開始

１） 概　　要

オンライン申請は、法務大臣の指定を受けた登記所から**順次適用**となります。指定がない登記所へは、オンライン申請はできません。また、オンライン指定庁となった後でも、**書面申請**

は可能です。

２） 実務上のポイント

① オンライン申請をする場合

目的とする不動産が、**指定**を受けた登記所の管轄であるか、また、全ての添付情報をオンラインを利用して**電磁的記録**により送信しなければなりませんので、それが可能であるのか、特に、登記識別情報・電子署名・電子証明書が用意できるか、確認する必要があります。

② 書面申請する場合

書面による申請であれば、指定後も**全て**の登記所で可能です。

ただし、指定後は、オンライン申請が登記所の開庁時間外（オンライン申請の利用時間については､お近くの司法書士又は司法書士会にお問い合せ下さい）でも送信可能となりますので、朝一番に書面による申請をしてもその日の１番の受付になるとは限りません。

５.「権利証」から「登記識別情報」へ

「保証書」廃止や「登記原因証明情報」の必要的提出は平成１７年３月７日の新法施行と同時に全ての登記所で適用となりますが、以下に述べます**登記識別情報への移行**は、オンライン指定庁から**順次**適用されます。指定がない登記所への申請では、今までと同様に、登記完了後、登記済証（権利証）が発行され、それをその後の登記申請で使います。

１）「権利証」がなくなる！？

これまでは、登記が完了すると、不動産の権利を取得した人には登記済証（登記所の印鑑を押した書類）が交付されていました。これが、いわゆる「権利証」です。

いままでは、権利証を「持っている」ことが、不動産の権利者としての確認資料のひとつでした。つまり、不動産を売却したり、担保に入れたりする場合には、この「権利証」を登記所に提出することが必要だったのです。

しかし、オンライン申請による場合、全ての情報を電子情報として送信しなければならないことから、書面としての「権利証」はオンライン申請では使うことができません。

そこで、これまでの「権利証」は、登記が完了しても交付されないこととなりました。

それでは、今後は、いったいどういう手続きがされるのでしょうか？

２）「権利証」に代わり『登記識別情報』が通知されます

今後は、登記が完了すると、買主等の登記名義人に**『登記識別情報』**が通知されることになります。

登記識別情報とは、登記所が無作為に選んだ「**１２桁の英数字**（ＡからＺまでおよび０から９まで)」です。

現在、キャッシュカードやクレジットカードで使っている、「暗証番号」が長くなったものと同じように考えていただければわかりやすいでしょう。

これからは、この番号を「知っていること」が、不動産の権利者としての確認資料のひとつとなります。つまり、不動産を売却したり担保に入れたりする場合には、不動産ごと、権利者ごとに発行されるこの『登記識別情報』と呼ばれる「１２桁の英数字」を登記所に提供することが原則となります。

【見　本】

登記識別情報通知書

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

不動産の表示

〇〇県△△市＊町＊丁目＊番の土地

不動産番号

１２３４５６７８

受付年月日受付番号

平成□年□月□日受付第１２３４号

（順位番号□番）

登記の目的

所有権移転

登記名義人の住所、氏名または名称

〇〇県△△市＊町＊丁目＊番＊号

乙野次郎

記

１Ａ２Ｂ３Ｃ４Ｄ５Ｅ６Ｆ

（※この上に目隠しシール貼付）

平成１７年４月１日

□□地方法務局△△出張所

登記官　甲野太郎　印

３）今持っている「権利証」は、どうなるの？

『ちょっと待って！今もっている「権利証」は、どうなるの？』と思われた方も多いでしょう。

現在発行されている「権利証」は、使えなくなるわけではありません。

オンライン指定庁となった後は、登記済証（権利証）は発行されず、登記識別情報が通知されます。それを次の登記申請で使うことが原則となるというだけであり、**今後も、すでに発行されている「権利証」と、オンライン指定庁になるまでの間に発行される「権利証」は、書面にする登記申請の際に提出することが原則となります。**

４）実務上のポイント

①　移行の時期

前述のとおりの「登記済証（権利証）の発行」から「登記識別情報の通知」への移行は、**「オンライン指定庁」**から順次開始されます。新法施行後も、オンライン指定庁となるまでは、これまでと同様に権利証が発行されます。

したがいまして、売主等の登記義務者が以前に登記を受けた時点が、**オンライン指定庁となる前だったのか、オンライン指定庁となった後なのか**によって、準備する書面にも違いが生じますのでご注意下さい。

②　登記識別情報の管理の徹底と指導

これまでは、権利証そのものを大事に保管していれば、他人に悪用される可能性は低く、ひとまず安心でした。

これに対し、登記識別情報は、これを知っている人がその不動産の権利者と見られてしまいます。つまり、一度他人に登記識別情報を知られることだけで、悪用されてしまう危険性が生じてしまいます。登記識別情報は「書いてある紙を人に渡さない」のみならず「人には見られない」「教えない」といった厳重な管理が必要となってくるのです。

通常キャッシュカードの暗証番号は、たとえ親しい方にでも教えることはないと思います。同じように、登記識別情報も、他の人には「**見せない・教えない・渡さない」よう、管理の徹底が必要です。**

もしうっかり他人に知られてしまい、悪用されてしまう危険性が生じた場合には、登記識別情報そのものを失効させる制度があります。

また、登記識別情報の管理をしたくないという方のために、登記識別情報をはじめから登記所から通知しないことを求めることも可能です。

③　有効な登記識別情報等の必要書類と代金の交換

これまでは、不動産売買などでは「権利証」等の書類と代金を交換して取引をしてきました。

これからの不動産取引には、**取引対象となっている不動産についての「権利証」または有効な「登記識別情報」が必要になります。**ここで、「有効な」としたのは、前述の登記識別情報失効制度がありますので、一度有効に発行されたものも、その後、失効していたために、それをもって登記申請できない場合があり得るからです。

「登記識別情報」の有効性を確認するために、有効証明の制度があります。

また、**登記識別情報は、不動産ごと、申請人ごとに発行**されますので、取引にあたっては、**必要なすべての登記識別情報があるのかも、注意**する必要があります。たとえば、土地１筆・建物１棟を夫婦共有で購入したのであれば、合計４個の登記識別情報が存在することになります。

※　有効な「登記識別情報」が提供できない場合には、事前通知または司法書士等による本人確認情報の提供が必要になります〔前記　２）「事前通知制度」と３）「司法書士等の資格者代理人による本人確認情報の提供制度を参照〕。

【この記事は、日本司法書士会連合会発行「新不動産登記法の概要」を抜粋して掲載したものです。】

開発許可基準が改正になりました

開発許可基準の改正について

§　改正の趣旨

①　線引きによる区域区分制度から３０年余が経過したことによる改正

・　線引き前からの土地所有者などに限って認めている立地基準の見直しが必要

・　この間の建築物の用途変更や使用者の変更に対応した許可基準が必要

②　社会経済環境の変化に対応した改正

・　人口減少により、集落・コミュニティの維持が困難になることも・・・

⇒　法３４条８号の３に基づく条例の制定に鑑み、基準改正が必要

・　店舗、事業所等の業態の変化を反映した改正が必要

§　主な改正のポイント

＜住宅に関する基準改正①＞

線引き時（Ｓ４５）以前から土地を所有していることや生活の本拠を有していることを条件とせずに、市街化調整区域に１５年以上住んだ方には、一定の集落内への住宅の立地を認めます

⇒　・自分の生まれ育ったところに住む方などに、家を建てることを認めるものです。

・１５年というのは、例えば生まれてから義務教育を終了するまでの期間です。

・ただし、一定の集落製のある区域（５０戸連たん又は２０戸／３ｈａ）に限ります。

※現行の次の３つの基準を廃止して、上記の基準に統合します。

①「既存集落内自己用住宅」：線引き前から所有していた土地に限られています。

②「大規模既存集落内自己用住宅」：線引き前から、指定大規模既存集落内に生活していた者のみ認められます。

③「大規模既存集落内分家住宅」：②と同様に、線引き前から指定大規模既存集落内に存している本家から分家する場合にのみ認められます。

＜住宅に関する基準改正②＞

自己用の住宅の敷地内またはその隣接地に、同居の親族が住宅を建てることを認めます

⇒　・線引き前からの住宅に限らず、認めます。

・例えば、既存の住宅の敷地を分割することが困難であれば、隣接地に家を建てられるようにします。

・ただし、３親等以内の親族で、その世帯主と住居・生計を同一にしている（又はしていた）者に限ります。

※現行の提案基準

「既存住宅の敷地内における本家世帯構成員のための住宅」：線引き前から存在する住宅の敷地内に限られています。隣接する土地を少しでも使うことは認めていません。

＜住宅に関する基準改正③＞

線引き後の分家世帯から独立する場合にも、住宅の立地を認めます

⇒　・線引き前からの「本家」であるか、線引き後の「分家」であるかを問わず、住宅建築を認

めるものです。
・一定の集落性のある区域（２０戸連たん）を原則としますが、適当な土地がない場合は、この限りではありません。
・ただし、土地は線引き前から親族が持っていた土地に限ります。

※現行の提案基準
「分家住宅」：線引き前から存続する本家世帯から独立する場合に限られています。

＜住宅に関する基準改正④＞

住宅に関する延床面積の上限の規制は廃止し、敷地面積のみ上限を設けて規制することとします

⇒　・住宅の規模に関する規制は、建築基準法に委ねることとし、開発許可上は敷地面積を規制することとします。
・昨年５月から、本県の市街化調整区域における建ぺい率及び容積率が次のように変わりました。
建ぺい率　７０％→６０％　　容積率　４００％→２００％
・敷地面積の上限は、原則として５００㎡とします。

※現行の提案基準と改正案

提　案　基　準	延　床　面　積		敷　地　面　積	
	現　行	改　正　案	現　行	改　正　案
本家世帯構成員住宅	２８０㎡以下	制限を設けず	既存敷地内	５００㎡以下
分家住宅	２８０㎡以下	制限を設けず	５００㎡以下	５００㎡以下
市街化調整区域隣接・近接	２８０㎡以下	制限を設けず	５００㎡以下	５００㎡以下
既存住宅の敷地拡張	２８０㎡以下	制限を設けず	２倍以下	５００㎡以下
収用移転（自己用住宅）	２８０㎡以下	制限を設けず	１．５倍以下	1.5 倍又は 500 ㎡以下
災害危険区域からの移転	２８０㎡以下	制限を設けず	１．５倍以下	1.5 倍又は 500 ㎡以下

＜事業所等に関する基準改正①＞

市街化調整区域内に１５年以上住んだ方に、一定の集落内への小規模な工場等の建築を認めます

⇒　・自分が生まれ育ったところなど長い居住実績を有するところで、一定の集落性のある区域（２０戸／３ｈａ）において、小規模な工場、事業所等の建築を認めるものです。（敷地面積：１，０００㎡以下）
※現行の提案基準
「大規模既存集落８小規模工場等)」：線引き前からその集落に生活していたことが条件となっています。

＜事業所等に関する基準改正②＞

市街化調整区域内に１５年以上住んでいた方に、自己用の住宅の敷地内に、小規模事業のための建築物を建てることを認めます

⇒　・自分の住宅の敷地内であれば、ごく小規模な店舗、事務所、作業所等の建築を認めるものです。（建築物の延床面積：５０㎡以下）
・ただし、自己の用に供する住宅と併用でなければなりません。店舗、事務所、作業所等のみでは認められません。

＜法３４条１号（日常席活用品店舗等）の許可基準の改正＞

法３４条１号の許可基準を次のように改正します
１　対象業種を弾力的にとらえることとします
２　敷地形状の基準を緩和します

⇒　・対象業種を第２種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等とし、新しい業態の店舗等も許可対象とします。
例：クリーニング取次店、コインランドリー、惣菜・弁当店　等
・敷地形状の基準を次のように緩和します。
（現　行）周長１／６以上接道、かつ、整形
（改正案）周長１／６以上、又は前面道路に１０m以上接道

＜法３４条８号（沿道サービス業）の許可基準の改正＞

法３４条８号の許可基準を次のように改正します
１　許可対象にコンビニエンスストアを加えます
２　敷地形状の基準を緩和します

⇒　・コンビニエンスストアを沿道サービス業のうちの休憩所として許可対象とします。
・ただし、国、県、市町村道（６m以上）沿いのうち、集落性（５０戸連たん）のあるところに限ります。
・コンビニエンスストアに係る基準は、次の通りです。
定義：延床面積２００㎡以下、年中無休２４時間営業（原則）
敷地の規模：１，０００㎡以上５，０００㎡以下
駐車場：運転者等が駐車休憩し、かつ、大型車が駐車できるスペースを確保
・敷地形状の基準を次のように緩和します。
（現　行）周長１／６以上接道、かつ、整形
（改正案）前面道路に１２m以上接道

§　改正基準の適用

平成１７年４月１日から適用する。

※栃木県開発許可等審査基準等を事務局に備えてありますので、必要な方はご覧ください。

東京国税局より下記の文書が発信されておりますので参考に掲載いたします。

メール送信文書
事務連絡
平成１６年６月３０日

各　税務署

総務課長
管理・徴収（第１）部門　統括国税徴収官
個人課税第１部門　統括国税調査官
法人税（第１）部門　統括国税調査官　殿

総務部　総務課　課長補佐（認印省略）
徴収部　管理課　課長補佐（認印省略）
課税第一部　個人課税課　課長補佐（認印省略）
課税第二部　法人課税課　課長補佐（認印省略）

納税証明書交付請求時における行政書士の本人確認について

現在、納税証明書の交付請求があった場合、請求者の本人確認については、官公庁発行の身分証明書等によって行っているところですが、行政書士から納税証明書の請求があった場合には「行政書士証票」（別添「行政書士証票（見本）」参照）を官公庁発行の身分証明書等として取り扱いますので、職員に周知願います。

なお、「行政書士証票」には、行政書士の事務所の所在地が表示されていますので、納税証明書交付請求書の代理人欄及び委任状に記載されている行政書士の事務所所在地との一致を確認することに留意願います。

（注）「行政書士証票」（別添「行政書士証票（見本）」参照）は掲載を省略いたしました。

平成１７年度

栃木県行政書士会定期総会

日本行政書士政治連盟栃木会定期大会

〈日時〉　平成１７年５月２０日（金）
午前１０時３０分から
〈場所〉「ホテル東日本宇都宮」
宇都宮市上大曽４９２－１

会員皆様のご参加をお待ちしております。

おじゃましま～す！

今月のおじゃましますは芳賀支部の長岡辰夫会員を紹介します。

同じ栃木会所属でも一面識もない会員が大半であるが、たまたま、何かの会で同席して知り合い、知人の知人であったり、書士以前に同じ業界に身を置いており間接的に繋がっていたりして、世間は広いようで案外狭いと感じることが間々ある。

長岡会員とは藤森会員の祝賀会で同席し、二宮神社の話に及び、事務所はその街道筋にある古刹高田山専修寺の傍であり、然も檀家総代で執行役員をなさっていることを知る。最近老いを感じると共に古寺に関心を抱いている折から、是非来て下さいとのお誘いを受け、私情を交えての訪問取材となった。当日お寺の駐車場で待ち受けていただき先ず寺を案内していただいた。

記すまでもなく、法然に始まる専修念仏を説いて、当時の既成仏教界から反発を受け、流罪になりながらも浄土真宗を興し、現在の大教団の始祖となった聖人が､唯一建立した根本道場（１２２６年）の名刹である。

先ず勝手知った庫裏から案内していただいたが、ここは、頂いたパンフレットが要領を得ているので参考に記述する。

二万坪の広い寺域は、北と西に深い森を擁し、小川が流れ、総門前には県の天然記念物に指定されている大欅が天を覆っている。総門（重文）は硬く閉まっており、潜り戸から入ると正面に高欄を廻らした二階建ての山門（重文）がある。その奥に入母屋造りで正面に千鳥破風をのせ、その前に向拝をつけた如来堂が望める。堂内には聖人が善光寺からお迎えした一光三尊仏が納められている。その参道右手奥に御影堂の大屋根が聳えており、鐘楼、珍しい鼓堂、これも珍しいキンピカのお釈迦様が横たわる涅槃堂、庫裏、御成門等が背後の森に囲まれて静かに佇んでいた。最後に聖人の御廟（国指定史跡）に案内して頂いた。９０歳で入滅せられ、上洛していた三代顕智聖人が葬儀の執行采配をふるわれ、ご遺骨を持ち帰り境内に御廟所を造られた｡以降歴代上人の御廟ともなり、７００有余年今日に伝わっている。樹木に囲まれた質素な一隅に中央石垣の中の素朴な石塔で、両側には歴代上人の墓碑が並んでいる。

御廟に手を合わせ後、会員の事務所でお話を伺うことになった。来た道を戻らず御廟地の森を

ぬって歩かれ、出たところが自宅の庭隅であり少し驚いた。御廟地と地続きであり、お聞きすると代々御廟をお守りする役職の家系とのことでした。

玄関脇の立派な事務所で、年輩の誼で話が弾み楽しく過ごさせていただいた。

先ず一応の紹介を。＊氏名、長岡辰夫。＊所在地、二宮町大字高田９９０番地。＊入会年は、１９９７年。＊主業務は、相続、遺言、自賠責、建入等。＊入会の動機は、仕事を通して少しでも社会貢献の為。＊ご家族は、奥様とお子様男子二人、それぞれ独立。現在行政書士会の綱紀副委員長で活躍中。その他、二宮町の教育委員をなされており。公職とは別に中学校のヘルパーや二宮町のヘルパー育成講座に携わっておられるとのこと。

長い間銀行に勤められ定年後、先に記したように、少しでも社会貢献が出来るようにと、豊富な人脈を生かして他士業の先生方と「あなたの暮らしと財産を守ります」のキャッチフレーズで、真岡コンサルタントネットワークを立ち上げて、その事務局長をなさっておられ、幅広い相談事を受けておられるという。

農村部の旧習と若い人達の狭間で色々な相談事があり本業の実入りには余り足しにはならないと苦笑混じりに話す顔には余裕が感じられました。

尚、昨今米国で大反響を呼び起こして大統領の発言まで飛び出して話題になっている、回復不可能患者の延命治療問題を以前から取りあげており。「最期を看取るのは誰」というタイトルで少子化の時代、老後への備えの手当、或いは心構え、尊厳死の法制化等の問題を提起した真岡市民講座を開いていらっしゃることを聞きその活動ぶりに感心し羨ましくもあり、拍手をおくりたくなりました。会員の中には多士済々の人材がおり、これからも順次紹介してゆきたいとおもいます。

（広報部）

支局かわら版

日本一の観光いちご狩り－芳賀支部－

焼きものの里益子に、１０数年前よりＪＡはが野による観光いちご団地が作られた。１２月から５月までビニールハウスによるいちご団地でいちご（とちおとめ）食べ放題と銘うち、県内はもとより東京、東北方面から、水戸の梅、益子焼きと関連して、最盛期の土、日は１日４０００～６０００人の人出となる。不景気の時代、当地で唯一気をはいている企画として成功した。イチゴハウスの数、１１１棟というのは他にはあまり例がない。ＪＡはが野はいちご生産量日本一を誇り、いちご御殿が列をなす。

ＪＡはが野はこれに気を良くして、益子町に数年前より、なし、ぶどう、リンゴの果樹団地を造成し、いよいよ稼働状態に入る。また。メロン産地もある為クインシー、アルスメロン狩も企画しており、一大観光くだもの産地として成長しようとくわだてているようだ。

近くには造り酒屋もあり見学可能だが、知る人ぞ知る「カメラ博物館」もある。これはペンタックス株式会社益子工場内にあり、世界、日本のカメラの変遷を実物により展示してあり、マニアックスかつ学術的でありカメラ愛好家は興味があると思う。ペンタックスでは明治１００年の記念事業として、故松本三郎社長が「カメラ博物館」の設立を発想実現した。館蔵品数千点の中から約１０００点を選定し。常時展示している。
（土、日、祝日休館、入場無料）
一度お出かけください。

（支局長　秋葉憲司）

▲ペンタックスカメラ博物館

支　局　情　報

【塩　那】

塩那支部総会開催

４月２日、那須塩原市「かんぽの宿塩原」会議室において平成１７年度塩那支部定期総会を開催した。

出席会員は１０名。

午後３時鈴木副支部長の開会のことばで始まり、高野支部長挨拶、宮嶋本部副会長が本部会の報告をした。

引き続き議案審議にはいり、

①平成１６年度事業報告及び決算報告と監査報告の承認。

②平成１７年度事業計画案と予算案が原案どおり可決された。

１７年度の主な事業計画として、８月末に支部研修旅行で奥州平泉方面、１０月初旬に支部研修会開催、内容は産業廃棄物収集運搬業許可申請、入国管理手続きとはどのようなものか、の２項目の予定。

③役員改選で次の役員は決定した。

支部長　　高野芳夫
副支部長　西宮　功、鈴木一雄
理事　　篠崎光一郎、宮澤昭夫、石塚　直
　　植木眞一、宮嶋幸雄、矢口正則
　　青木絹子、佐藤栄一、松岡敏郎
幹事　　末本久男、福田浩之
事務局　　鈴木一雄
会計　　西宮　功

支部研修会は業務に直結する内容がよいという意見があり、土地関係の具体的な事例も出されて本番の研修会状態になったり、活発な意見交換があり滞りなく定期総会を終了した。

（支局長　長谷川久夫）

書士会日誌

――３月（主なもの）――

２日	水	県警察本部交通規制課との打合せ	会長　宮嶋副会長
４日	金	総務部・選挙管理委員会合同会議	会長　宮嶋副会長　秋田部長　市川副部長　齋藤理事 岡井理事　木下理事 青木委員長　小林副委員長　新井委員　白澤委員　関委員 高野委員　奥村委員　福田委員　大貫委員
		行政書士試験センター反省会	金敷副会長
８日	火	宇都宮広報倶楽部	清水理事
９日	水	編集会議	金敷副会長　青木部長　小林副部長　清水理事 新井専門部員
		著作権研修会	前澤部長
１０日	木	↓	
１１日	金		
１６日	水	業務開発部無料相談会	住吉部長　岩本副部長　手塚理事
２２日	火	日行連ＡＤＲ研修会	会長　横山副会長
２４日	木	正副会長・部長・委員長 総務部・財務部合同会議	会長　金敷副会長　横山副会長　堀越副会長　宮嶋副会長 秋田部長　唐木田部長　青木部長　浅野部長　前澤部長 住吉部長　藤森委員長　市川副部長　齋藤理事　岡井理事 木下理事　柳川理事　佐藤理事
２６日	土	車庫証明説明会	会長　宮嶋副会長　秋田部長　木下理事
３０日	水	業務研修部研修会（新不動産登記法）	横山副会長　前澤部長

木もれび

ある日、仕事を済ませて家に帰ると玄関のポストに東京電力会社の「電気ご使用量のお知らせ」が置いてあった。何気なく裏を見ると「地球環境のために、CO^2排出量をチェック」という項目が目に止まった。そこには次のようなことが書かれてあった。

地球温暖化はCO^2などが原因です。ご家庭で電気やガスを使ったり、自動車に乗ったりするとCO^2が出ます。ふだんの暮らしからどのくらいCO^2が出ているのか調べてみませんか。

CO^2チェックシート

電気使用量　kwh × 0．38 ＝ CO2 排出量 kg
都市ガス使用量　㎥× 1．96 ＝ CO2 排出量 kg
ＬＰガス使用量　㎥× 6．22 ＝ CO2 排出量 kg
灯油使用量　㍑× 2．49 ＝ CO2 排出量 kg
ガソリン使用量　㍑× 2．32 ＝ CO2 排出量 kg
合計　排出量 kg

早速、我家のCO^2排出量を調べてみた。その結果は次のとおりであった。

CO^2チェックシート

電気使用量
350kwh × 0．38 ＝ CO^2 排出量 133kg
都市ガス使用量
0 ㎥× 1．96 ＝ CO^2 排出量 0kg
LP ガス使用量
5 ㎥× 6．22 ＝ CO^2 排出量 31kg
灯油使用量
100 ㍑× 2．49 ＝ CO^2 排出量 249kg
ガソリン使用量
300 ㍑× 2．32 ＝ CO^2 排出量 696kg
合計　排出量 1109kg

一ケ月で私の体重の約２０倍にもなる。よくわからないが大変な数字なのかもしれない。節約をしなければと考えさせられた。節約すれば地球のためにもなり、お金も残るということを神様は教えているのかもしれない。

（栃木支局長　大森昭雄）

表紙写真　もうひとつの美術館

アートは障害のあるなしに関係なく開かれている世界です。知的な障害をもつ人たちとは接する機会がきわめて少ないこともあって、わけのわからない人というイメージが一般的でした。

彼らのアート作品に接すると、ひとりひとりがとてもユニークな感性をもった個性的な人としてみえてきます。

彼らの目を通しての社会の見方とらえ方に驚かされ感動させられます。そこにこれからの社会の可能性が秘められています。

エイブル・アート（可能性の芸術）を通じた市民芸術運動は関係者の努力により各地で定着しつつあります。

障害者と社会とをアートによってつないでいく恒常的な場として『もうひとつの美術館』をつくることを目的として２０００年４月にわたしたちは『もうひとつの美術館設立準備会』として活動を始めました。

（パンフレット『もうひとつの美術館』のご案内より）

只今、《両毛からのコラボレート！》開催中です。

（群馬県は館林・高崎・藤岡から、栃木県は足利から、自己表現の方法、大きさ、画材もいろいろで、しかも互いに刺激しあいコラボレーションで生まれた、とてもユニークな作品たちを紹介）

★所在地・・〒 324-0618
那須郡馬頭町小口 1181-2
TEL　0287-92-8088
★会館時間・午前１０時～午後５時まで
★休館日・・月・火曜日（冬季閉館）
★交通・・・◎ＪＲ東北線氏家駅から東野バス馬頭行き「小口」下車徒歩１５分
◎東北自動車道「宇都宮」ＩＣより６０分

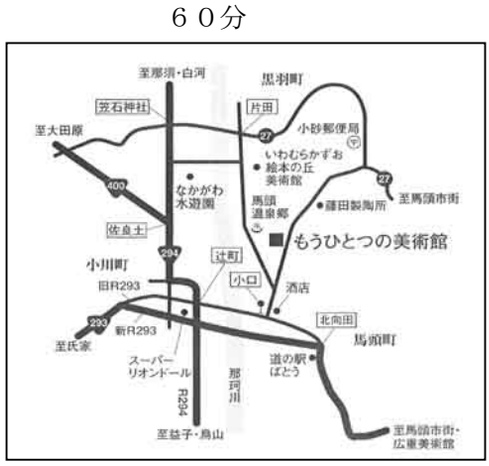

【広　告】

行政書士事務所所長 殿

経 営 状 況 分 析

国土交通省登録経営状況分析機関（登録第８号）**（株）ネットコア**

URL　http://www.netcore.jp

分析手数料 １３，０００円（税込）

（基準決算の売上高100億円未満
分析結果：３営業日以内発送）

郵送料（配達記録郵便：450～720円）は不要です。

□ 分析結果通知書は、書類の不備がない限り、即日～３営業日以内に発送します。
（提出書類につきましては、ホームページ又は、資料をお取り寄せのうえご確認ください。）

□ 分析申請書類は、郵便による他、平日午前９時から午後５時まで受付けいたします。

＜代理申請者特典＞（当分析センターに代理申請者（登録料無料）として登録した会員の特典）

特典 1. 経審申請書類作成システム（¥30,000）を無償提供。（経審関係の全申請書類、財務諸表、決算変更届）
特典 2. 財務諸表作成システム「財表太助」（¥50,000）を無償提供。（建設業法様式に自動変換･自動税抜き）
特典 3. 経審の最新情報と経審コンサルのためのセミナーに無料ご招待。（年４回開催）
特典 4. 経営状況分析結果の評価分析グラフ（レーダーチャート）を通知書と共にご提供します。
特典 5. 総合評点（Ｐ）のシミュレーションサービスを行ないます。（無償）
特典 6. 経審／評点アップシミュレーションシステムを会員特別価格にてご提供いたします。

経審セミナー

□開催日時　第１回　平成１７年４月２６日（火）１３：３０～１７：００
　　第２回　平成１７年６月　７日（火）１３：３０～１７：００
□会　　場　コンセーレ（栃木県青年会館）宇都宮市駒生 1-1-6　TEL 028-624-1417
□テ ー マ　・経審制度の最新情報と評点計算の仕方　・経審申請書類の作り方
　　・Ｐ評点アップのポイント　・経審ソフト（上記特典 1･2）の使い方
□受 講 料　無　料（登録会員以外の受講者は、１人当り：3,000円（税込））

代理申請者登録申込書兼セミナー申込書

（株）ネットコア 行　　申込日：平成　　年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ		ﾌﾘｶﾞﾅ	
事務所名		所 長 名	
ﾌﾘｶﾞﾅ			
所 在 地	（〒　　－　　）		
Ｔ Ｅ Ｌ	（　　）	Ｆ Ａ Ｘ	（　　）
セミナー申込	□ 第１回（H17.4.26）受講者名：（　　）（　　）（　　）		
	□ 第２回（H17.6. 7）受講者名：（　　）（　　）（　　）		

FAX 028－649－0303

今回、代理申請者としてご登録いただいた場合も受講料は無料となります。

Net-Core **株式会社ネットコア　経営状況分析センター**（経営状況分析センター担当 金藤利彰）
〒320-0851 宇都宮市鶴田町 931-1　ｸﾚｲﾝｽﾞ 21 1F-A　TEL 028-649-0111　FAX 028-649-0303

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成17年3月31日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	小山	１８５８	H17.3.1	323-0820	小山市西城南4-32-20 橋本ハイツPART 1-201	0285-27-3992	
	池間　良	05120356					
	宇都宮	１８５９	H17.3.15	321-0973	宇都宮市岩曽町1152-26	028-662-8788 FAX 662-8788	
	小野浩史	05120484					
	宇都宮	１８６０	H17.3.15	320-0056	宇都宮市戸祭3-6-8	090-1501-5592	
	塩田　滋	05120485					
	小山	１８６１	H17.3.15	329-0413	下都賀郡国分寺町駅東3-1-10	0285-40-5520 FAX 40-5533	
	出口芳伸	05120486					

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
鹿沼	竹沢和男	H17.3.7	廃業	足利	青木眞佐美	H17.3.9	死亡
足利	石橋　清	H17.3.22	廃業	宇都宮	大谷卓博	H17.3.22	死亡
足利	澁木位司	H17.3.25	死亡	芳賀	石川一郎	H17.3.28	死亡

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
小山	小林敏夫	１６０８	事務所	小山市大字南半田295-11　TEL・FAX 0285-22-7060
宇都宮	小野浩史	１８５９	事務所電話	TEL・FAX　028-662-3180

お　知　ら　せ

会費納入について

４月は第１期（４月～６月）会費の納入月です。銀行、郵便局の自動引き落としをご利用になっている方は残高不足にご注意下さい。

宇都宮支部５月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１７年５月９日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：渡辺　真・鈴木宏昌

編集後記

前号では桜の季節を告げた。今月はいよいよ春本番である。ラジオでは各地の動植物の動静を報じている。ツバメが飛び始めた便りもあった。最近街中でツバメが巣を造る家は滅多にないが当会館はその例外で昨年は多少迷惑なところもあるが来てくれた。今年も来てくれるだろうか。定期総会の準備で多忙な季節でもある。

行政とちぎ４月号 No.340
発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei/
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）